

仕 様 書

1. 件 名

下水道材料価格調査委託業務

2. 業務場所

下関市

3. 業務の目的

本業務は、公共事業の工事価格積算における工事資材設計単価の適正化を図るために実態調査を行い、単価決定の基礎資料とするものである。

4. 対象資材

別添「業務対象資材」のとおり

5. 価格調査

荷渡し条件は現場着単価（下関市内）とし、消費税は含まない。

6. 委託完了期日

令和7年9月30日まで

7. 提出書類

- (1) 工程表
- (2) 管理技術者及び照査技術者届
- (3) 下水道材料価格調査報告書 2部
- (4) 業務完了届
- (5) その他職員が指示するもの

8. その他

- (1) 情報公開請求があった場合は、原則公開とする。
- (2) 特記仕様書（別紙2）及び特記事項（別紙3，4）を遵守すること。

業務対象資材
全ての項目において、現場渡し価格とする。

	材料	規格1	規格2	単位	予定 数量	備考
1	小口径推進管(短管A)	1種50、継手性能SJS φ 250		本	20	
2	小口径推進管(短管A)	2種50、継手性能SJS φ 250		本	20	
3	小口径推進管(短管A)	1種70、継手性能SJS φ 250		本	20	
4	小口径推進管(短管B)	1種50、継手性能SJS φ 250		本	20	
5	小口径推進管(短管B)	2種50、継手性能SJS φ 250		本	20	
6	小口径推進管(短管B)	1種70、継手性能SJS φ 250		本	20	
7	小口径可とう性推進管 (短管両端加工)	1種50、継手性能SJS φ 250		本	20	
8	小口径可とう性推進管 (短管両端加工)	2種50、継手性能SJS φ 250		本	20	
9	小口径可とう性推進管 (短管両端加工)	1種70、継手性能SJS φ 250		本	20	
10	小口径推進管(短管A)	1種50、継手性能SJS φ 350		本	5	
11	小口径推進管(短管A)	2種50、継手性能SJS φ 350		本	5	
12	小口径推進管(短管A)	1種70、継手性能SJS φ 350		本	5	
13	小口径推進管(短管B)	1種50、継手性能SJS φ 350		本	5	
14	小口径推進管(短管B)	2種50、継手性能SJS φ 350		本	5	
15	小口径推進管(短管B)	1種70、継手性能SJS φ 350		本	5	
16	小口径可とう性推進管 (短管両端加工)	1種50、継手性能SJS φ 350		本	5	
17	小口径可とう性推進管 (短管両端加工)	2種50、継手性能SJS φ 350		本	5	
18	小口径可とう性推進管 (短管両端加工)	1種70、継手性能SJS φ 350		本	5	
19	FRP製中間スラブ'	φ 900-600		組	5	
20	FRP製中間スラブ'	φ 1200-600		組	5	
21	FRP製中間スラブ'	φ 1500-600		組	5	
22	FRP製中間スラブ'	φ 1500-600 分割、着脱可能型		組	5	
23	マンホール蓋 (新仕様型・ふくマーク)	600×900 T-25 現場打、組立共用		個	4	下関市仕様
24	マンホール蓋 (新仕様型・ふくマーク)	600×900 T-14 現場打、組立共用		個	4	下関市仕様
25	マンホール蓋 (新仕様型・ふくマーク)	600 T-25 現場打、組立共用		個	50	下関市仕様
26	マンホール蓋 (新仕様型・ふくマーク)	600 T-14 現場打、組立共用		個	50	下関市仕様
27	マンホール蓋 (新仕様型・ふくマーク・梯子付)	600×900 T-25 現場打、組立共用 梯子付		個	4	下関市仕様
28	マンホール蓋 (新仕様型・ふくマーク・梯子付)	600×900 T-14 現場打、組立共用 梯子付		個	4	下関市仕様
29	マンホール蓋 (新仕様型・ふくマーク・梯子付)	600 T-25 現場打、組立共用 梯子付		個	50	下関市仕様
30	マンホール蓋 (新仕様型・ふくマーク・梯子付)	600 T-14 現場打、組立共用 梯子付		個	50	下関市仕様
31	マンホール蓋 (铸铁製機能強化ふた)	600×900 T-25 現場打、組立共用		個	4	(社)日本下水道協会の Ⅱ類認定資器材
32	マンホール蓋 (铸铁製機能強化ふた)	600×900 T-14 現場打、組立共用		個	4	(社)日本下水道協会の Ⅱ類認定資器材
33	マンホール蓋 (铸铁製機能強化ふた)	600 T-25 現場打、組立共用		個	10	(社)日本下水道協会の Ⅱ類認定資器材
34	マンホール蓋 (铸铁製機能強化ふた)	600 T-14 現場打、組立共用		個	10	(社)日本下水道協会の Ⅱ類認定資器材
35	マンホール蓋 (铸铁製機能強化ふた)	300 T-25 現場打、組立共用		個	10	(社)日本下水道協会の Ⅱ類認定資器材
36	マンホール蓋 (铸铁製機能強化ふた)	300 T-14 現場打、組立共用		個	10	(社)日本下水道協会の Ⅱ類認定資器材
37	マンホール蓋 (铸铁製機能強化ふた・梯子付)	600×900 T-25 現場打、組立共用 梯子付		個	4	(社)日本下水道協会の Ⅱ類認定資器材
38	マンホール蓋 (铸铁製機能強化ふた・梯子付)	600×900 T-14 現場打、組立共用 梯子付		個	4	(社)日本下水道協会の Ⅱ類認定資器材
39	マンホール蓋 (铸铁製機能強化ふた・梯子付)	600 T-25 現場打、組立共用 梯子付		個	10	(社)日本下水道協会の Ⅱ類認定資器材
40	マンホール蓋 (铸铁製機能強化ふた・梯子付)	600 T-14 現場打、組立共用 梯子付		個	10	(社)日本下水道協会の Ⅱ類認定資器材

業務対象資材
全ての項目において、現場渡し価格とする。

	材料	規格1	規格2	単位	予定 数量	備考
41	小口径汚水樹防護蓋 (新仕様型・ふくマーク・台座込み)	楕径φ200用 T-25 台座込 ふく マーク		個	100	下関市仕様
42	小口径汚水樹防護蓋 (新仕様型・ふくマーク・台座込み)	楕径φ200用 T-14 台座込 ふく マーク		個	100	下関市仕様
43	小口径汚水樹防護蓋 (新仕様型・スリップ防止用・台座込み)	楕径φ200用 T-25 台座込 スリップ 防止用		個	100	下関市仕様
44	小口径汚水樹防護蓋 (新仕様型・スリップ防止用・台座込み)	楕径φ200用 T-14 台座込 スリップ 防止用		個	100	下関市仕様
45	小型マンホール用防護蓋 (新仕様型・ふくマーク・台座込み)	楕径φ300用 T-14 台座込 ふく マーク		個	4	下関市仕様
46	小型マンホール用防護蓋 (新仕様型・スリップ防止用・台座込み)	楕径φ300用 T-25 台座込 スリップ 防止用		個	50	下関市仕様
47	小型マンホール用防護蓋 (新仕様型・スリップ防止用・台座込み)	楕径φ300用 T-14 台座込 スリップ 防止用		個	50	下関市仕様
48	管更生材料(インシチュフォーム工法)	ライナーバック(自立管:高強度ガラスライナー)	既設管径φ200mm用 t=4.0mm	m	50	
49	管更生材料(インシチュフォーム工法)	ライナーバック(自立管:高強度ガラスライナー)	既設管径φ250mm用 t=5.0mm	m	300	
50	管更生材料(インシチュフォーム工法)	ライナーバック(自立管:高強度ガラスライナー)	既設管径φ300mm用 t=6.0mm	m	50	
51	管更生材料(インシチュフォーム工法)	ライナーバック(自立管:高強度ガラスライナー)	既設管径φ350mm用 t=7.0mm	m	50	
52	管更生材料(インシチュフォーム工法)	ライナーバック(自立管:高強度ガラスライナー)	既設管径φ400mm用 t=8.0mm	m	50	
53	管更生材料(SGICP-G工法)	本管用ライニング材(自立管)	既設管径φ200mm用 t=6.0mm	m	50	
54	管更生材料(SGICP-G工法)	本管用ライニング材(自立管)	既設管径φ250mm用 t=7.0mm	m	300	
55	管更生材料(SGICP-G工法)	本管用ライニング材(自立管)	既設管径φ300mm用 t=8.0mm	m	50	
56	管更生材料(SGICP-G工法)	本管用ライニング材(自立管)	既設管径φ350mm用 t=10.0mm	m	50	
57	管更生材料(SGICP-G工法)	本管用ライニング材(自立管)	既設管径φ400mm用 t=11.0mm	m	50	
58	管更生材料(パルテムSZ工法)	SZライナーSH(自立管)	既設管径φ200mm用 t=5.0mm	m	50	
59	管更生材料(パルテムSZ工法)	SZライナーSH(自立管)	既設管径φ250mm用 t=5.0mm	m	300	
60	管更生材料(パルテムSZ工法)	SZライナーSH(自立管)	既設管径φ300mm用 t=6.0mm	m	50	
61	管更生材料(パルテムSZ工法)	SZライナーSH(自立管)	既設管径φ350mm用 t=7.0mm	m	50	
62	管更生材料(パルテムSZ工法)	SZライナーSH(自立管)	既設管径φ400mm用 t=8.0mm	m	50	
63	管更生材料(EX工法)	EXパイプ(自立管)	既設管径φ200mm用 t=7.2mm	m	50	
64	管更生材料(EX工法)	EXパイプ(自立管)	既設管径φ250mm用 t=9.0mm	m	30	
65	管更生材料(EX工法)	EXパイプ(自立管)	既設管径φ300mm用 t=10.8mm	m	50	
66	管更生材料(EX工法)	EXパイプ(自立管)	既設管径φ350mm用 t=12.7mm	m	50	
67	管更生材料(EX工法)	EXパイプ(自立管)	既設管径φ400mm用 t=14.6mm	m	50	
68	管更生材料(オールライナーZ工法)	ライナーホース(自立管)	既設管径φ200mm用 t=6.0mm	m	50	
69	管更生材料(オールライナーZ工法)	ライナーホース(自立管)	既設管径φ250mm用 t=7.0mm	m	300	
70	管更生材料(オールライナーZ工法)	ライナーホース(自立管)	既設管径φ300mm用 t=8.0mm	m	50	
71	管更生材料(オールライナーZ工法)	ライナーホース(自立管)	既設管径φ350mm用 t=9.5mm	m	50	
72	管更生材料(オールライナーZ工法)	ライナーホース(自立管)	既設管径φ400mm用 t=10.5mm	m	50	
73	管更生材料(シームレス工法)	メインライナー(自立管)	既設管径φ200mm用 t=5.0mm	m	50	
74	管更生材料(シームレス工法)	メインライナー(自立管)	既設管径φ250mm用 t=7.0mm	m	300	
75	管更生材料(シームレス工法)	メインライナー(自立管)	既設管径φ300mm用 t=7.0mm	m	50	
76	管更生材料(シームレス工法)	メインライナー(自立管)	既設管径φ300mm用 t=8.0mm	m	50	
77	管更生材料(シームレス工法)	メインライナー(自立管)	既設管径φ350mm用 t=9.0mm	m	50	
78	管更生材料(シームレス工法)	メインライナー(自立管)	既設管径φ400mm用 t=11.0mm	m	50	
79	管更生材料(オメガライナー工法)	オメガライナーR(Ⅰ)(自立管)	既設管径φ200mm用 t=7.2mm	m	50	
80	管更生材料(オメガライナー工法)	オメガライナーR(Ⅰ)(自立管)	既設管径φ250mm用 t=8.7mm	m	300	

業務対象資材
全ての項目において、現場渡し価格とする。

	材料	規格1	規格2	単位	予定 数量	備考
81	管更生材料(オメガライナー工法)	オメガライナーR(Ⅰ)(自立管)	既設管径 φ 300mm用 t=10.4mm	m	50	
82	管更生材料(オメガライナー工法)	オメガライナーR(Ⅰ)(自立管)	既設管径 φ 350mm用 t=12.2mm	m	50	
83	管更生材料(オメガライナー工法)	オメガライナーR(Ⅰ)(自立管)	既設管径 φ 400mm用 t=13.9mm	m	50	
84	管更生材料(スルーリング工法)	スタンダード ライニング材	既設管径 φ 250mm用 t=6.5mm	m	100	
85	管更生材料(スルーリング工法)	スタンダード ライニング材	既設管径 φ 250mm用 t=7.0mm	m	100	
86	管更生材料(スルーリング工法)	スタンダード ライニング材	既設管径 φ 250mm用 t=7.5mm	m	100	
87	管更生材料(スルーリング工法)	スタンダード ライニング材	既設管径 φ 250mm用 t=8.0mm	m	100	
88	管更生材料(スルーリング工法)	スタンダード ライニング材	既設管径 φ 250mm用 t=8.5mm	m	100	
89	管更生材料(スルーリング工法)	スタンダード ライニング材	既設管径 φ 300mm用 t=7.5mm	m	100	
90	管更生材料(スルーリング工法)	スタンダード ライニング材	既設管径 φ 300mm用 t=8.0mm	m	100	
91	管更生材料(スルーリング工法)	スタンダード ライニング材	既設管径 φ 300mm用 t=8.5mm	m	100	
92	管更生材料(スルーリング工法)	スタンダード ライニング材	既設管径 φ 300mm用 t=9.0mm	m	100	
93	管更生材料(スルーリング工法)	スタンダード ライニング材	既設管径 φ 300mm用 t=9.5mm	m	100	
94	管更生材料(スルーリング工法)	スタンダード ライニング材	既設管径 φ 300mm用 t=10.0mm	m	100	
95	管更生材料(スルーリング工法)	スタンダード ライニング材	既設管径 φ 300mm用 t=10.5mm	m	100	
96	管更生材料(スルーリング工法)	スタンダード ライニング材	既設管径 φ 350mm用 t=8.5mm	m	100	
97	管更生材料(スルーリング工法)	スタンダード ライニング材	既設管径 φ 350mm用 t=9.0mm	m	100	
98	管更生材料(スルーリング工法)	スタンダード ライニング材	既設管径 φ 350mm用 t=9.5mm	m	100	
99	管更生材料(スルーリング工法)	スタンダード ライニング材	既設管径 φ 350mm用 t=10.5mm	m	100	
100	管更生材料(スルーリング工法)	スタンダード ライニング材	既設管径 φ 350mm用 t=11.0mm	m	100	
101	管更生材料(スルーリング工法)	スタンダード ライニング材	既設管径 φ 350mm用 t=11.5mm	m	100	
102	管更生材料(スルーリング工法)	スタンダード ライニング材	既設管径 φ 350mm用 t=12.5mm	m	100	
103	管更生材料(スルーリング工法)	スタンダード ライニング材	既設管径 φ 400mm用 t=10.5mm	m	100	
104	管更生材料(スルーリング工法)	スタンダード ライニング材	既設管径 φ 400mm用 t=11.0mm	m	100	
105	管更生材料(スルーリング工法)	スタンダード ライニング材	既設管径 φ 400mm用 t=11.5mm	m	100	
106	管更生材料(スルーリング工法)	スタンダード ライニング材	既設管径 φ 400mm用 t=12.5mm	m	100	
107	管更生材料(スルーリング工法)	スタンダード ライニング材	既設管径 φ 400mm用 t=13.0mm	m	100	
108	管更生材料(スルーリング工法)	スタンダード ライニング材	既設管径 φ 400mm用 t=13.5mm	m	100	
109	管更生材料(スルーリング工法)	スタンダード ライニング材	既設管径 φ 400mm用 t=14.0mm	m	100	
110	管更生材料(アルファライナー工法)	ライニング材	既設管径 φ 250mm用 t=4.0mm	m	100	
111	管更生材料(アルファライナー工法)	ライニング材	既設管径 φ 250mm用 t=5.0mm	m	100	
112	管更生材料(アルファライナー工法)	ライニング材	既設管径 φ 250mm用 t=6.0mm	m	100	
113	管更生材料(アルファライナー工法)	ライニング材	既設管径 φ 300mm用 t=5.0mm	m	100	
114	管更生材料(アルファライナー工法)	ライニング材	既設管径 φ 300mm用 t=6.0mm	m	100	
115	管更生材料(アルファライナー工法)	ライニング材	既設管径 φ 300mm用 t=7.0mm	m	100	
116	管更生材料(アルファライナー工法)	ライニング材	既設管径 φ 350mm用 t=6.0mm	m	100	
117	管更生材料(アルファライナー工法)	ライニング材	既設管径 φ 350mm用 t=7.0mm	m	100	
118	管更生材料(アルファライナー工法)	ライニング材	既設管径 φ 350mm用 t=8.0mm	m	100	
119	管更生材料(アルファライナー工法)	ライニング材	既設管径 φ 400mm用 t=7.0mm	m	100	
120	管更生材料(アルファライナー工法)	ライニング材	既設管径 φ 400mm用 t=8.0mm	m	100	

業務対象資材
全ての項目において、現場渡し価格とする。

	材料	規格1	規格2	単位	予定 数量	備考
121	強化プラスチック複合管(FRPM管)	外圧2種 直管 φ 1,650×2m		本	5	JSWAS-K2
122	強化プラスチック複合管(FRPM管)	外圧2種 短管 φ 1,650×4m		本	5	JSWAS-K2
123	強化プラスチック複合管(FRPM管)	外圧2種 片受片切管 φ 1,650×2.5 m		本	5	JSWAS-K2
124	強化プラスチック複合管(FRPM管)	外圧2種 片受片切管 φ 1,650×3.5 m		本	5	JSWAS-K2
125	強化プラスチック複合管(FRPM管)	外圧2種 片受片切管 φ 500×0.45m		本	5	JSWAS-K2
126	強化プラスチック複合管(FRPM管)	外圧2種 90° 支管 φ 1,650×φ 500		個	5	JSWAS-K2 相当
127	強化プラスチック複合管(FRPM管)	外圧2種 マンホール受口短管 φ 1,650×1.5m		本	5	JSWAS-K2
128	強化プラスチック複合管(FRPM管)	外圧2種 マンホール挿口短管 φ 1,650×1.5m		本	5	JSWAS-K2
129	強化プラスチック複合管(FRPM管)	外圧2種 マンホール挿口短管 φ 500 ×0.75m		本	5	JSWAS-K2

別紙 2

特記仕様書（環境編簡易）

甲は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、甲の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取組には乙の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、乙は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

乙は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

乙は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

乙は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

乙は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

別紙 3

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

別紙 4

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 甲と乙は、下関市暴力団排除条例第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約の規定による。

(関係機関への照会等)

第3条 甲は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、乙に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、乙が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

(契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第4条 乙は、自ら又はこの契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、この契約の適正な履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 甲、乙及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本この契約の履行の妨害又は本この契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。